

意見案第 2 号

コロナ禍による地域経済・営農継続対策を求める意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び富良野市議会会議規則（昭和 62 年議会規則第 1 号）第 13 条の規定により提出する。

令和 2 年 12 月 8 日

提出者 富良野市議会議員 宇 治 則 幸 ⑩

賛成者 同 松 下 寿美枝 ⑩

同 同 水 間 健 太 ⑩

同 同 渋 谷 正 文 ⑩

同 同 石 上 孝 雄 ⑩

同 同 家 入 茂 ⑩

同 同 大 栗 民 江 ⑩

同 同 宮 田 均 ⑩

- 提出先 - 内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣

コロナ禍による地域経済・営農継続対策を求める意見書

日本農業をめぐっては、TPP11 や日米貿易協定など大型FTAが相次いで発効されるなか、輸入農畜産物の関税撤廃・削減による国内への影響は大きく、特に、北海道農業や地域経済への影響が懸念されている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、各国での輸出入制限が強まり、農畜産物を輸入に依存している我が国の食料政策への懸念から、緊急時に自国の食料を安定的に確保するという食料安全保障の重要性が高まっている。

現在、世界中に感染が拡大している新型コロナウイルスは、我が国において感染リスクが高まる冬の時期を迎え、一日当たりの感染者数は日を追うごとに増加し、行動範囲を制限するなどの自粛が求められている。

国は、経済の活性化を図る取り組みと感染防止対策の両立を進めているが、同時に、感染拡大による各種イベントの中止や飲食店利用者の大幅減などにより、地域経済への打撃も深刻化している。農業においては、インバウンド需要の落ち込みや中食・外食産業の低迷により、米、牛肉、乳製品、小麦、小豆、砂糖などの需要が大幅に減少し、需要喚起と価格の回復対策が急務となっている。

コロナ禍の終息が見られない現状において、農業を基幹産業とする北海道にとっては深刻な問題となっており、今後も農畜産物への影響が続くと、農業者の経営困窮や関連企業の縮小・倒産など、地域経済に大きなダメージを与えることとなる。

よって、国においては、農業者が次年度以降も安心して営農を継続出来るよう、新型コロナウイルス対策の強化を図るとともに、下記の事項について早急に取り組むことを強く要望する。

記

- 1．新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いた場合、インバウンド需要の落ち込みの長期化、観光事業の低迷、外出自粛などにより経済損失が拡大し、地域社会全体への影響は必至なことから、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応を図ること。
- 2．新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって落ち込んでいる農畜産物の需要を喚起する対策を強化し、コロナ禍による影響の試算を行った上で、適切な政策・財源の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年12月15日

富良野市議会